

壱岐市農業委員会定例会（令和３年１２月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年１２月２０日（月） 午後４時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １５名
4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員

第２．議案第６２号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第６３号 農地法第３条第１項目的の買受適格証明願について

議案第６４号 空き家に付属した農地の指定について

議案第６５号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第６６号 非農地証明願いについて

議案第６７号 令和３年度農用地利用集積計画の承認について
(第５回)

7. その他

事務局 皆さん改めましてこんにちは。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和３年１２月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・ ・ 委員さん、・ ・ 委員さん、それから・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂きます。これより早速議事に入ります。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ ・ 委員、・ ・ 委員をお願いを致したい

と思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

45番 土地の所在

郷ノ浦町里触 字徳命 ・・・・ 地目 畑 面積 1,470㎡

同じく ・・・・ 地目 畑 面積 993㎡

勝本町立石西触 字刈田院 ・・・・ 地目 田 面積 1,417㎡

田が1筆で1,417㎡ 畑が2筆で2,463㎡ 計3筆の3,880㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4,460㎡、畑が848㎡、計5,308㎡です。

申請理由

譲渡人 被相続人・・・が亡くなり、相続人がいないことから、農地を譲渡する必要がある。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。田植え機、コンバインは、農事組合法人刈田院のものを利用されてあります。

農作業暦は本人、妻共に10年です。通作距離は遠いもので800m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

担当の・・・です。今、事務局から説明があった通りでございますけども弁護士が相続財産管理人ということになっておりまして、早く処理をしたいという考えのもとに近くであります・・・氏に譲渡するということで話し合いがつきまして、このような形になったということでございます。何らどうかという事は無いと思いますけども、一つご審議程をお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号45番は決定致します。

続きまして、46番の説明を求めます。

事務局

はい、46番 土地の所在

芦辺町国分当田触 字丸山・・・・・・ 地目 田 面積 324㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が27,058㎡です。

申請理由

譲渡人 申請地は遠隔地のため、隣接地の所有者である譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人、妻共に15年、子10年です。

通作距離は2.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月17日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。

只今、事務局より説明があつ通り12月17日に現地確認を致しました。

場所は当田の「いりえ」の横の農地で、・・・さんは、この農地に隣接する田を令和元年に購入されて水稻を作付けてあります。

申請地にも水稻を作付けるとの事でありましたので、何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議、宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号46番は決定致します。

続きまして、47番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。47番 土地の所在

石田町石田東触 字久保 ・・・・ 地目 畑 面積 232㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が4,689㎡、畑が9,881㎡、計14,570㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、農地の維持管理が出来ないので譲渡したい。

譲受人 譲渡人の要望により譲り受けて、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。農機具は、トラクター、田受け機、稲刈り機、ハーベスター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は本人、妻共に50年です。

通作距離は50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を栽培する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月17日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

こんにちは。地区担当の・・・です。今、事務局から説明がありました通り17日に現地確認を致しました。・・・さんは本家、新宅の間柄でありまして、新宅の・・・さんが福岡の方に在住されてありますので、その土地が荒れたらいけないという事で譲り受けて耕作をしていくという事でしたので、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さんのご審議よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号47番は決定致します。

続きまして、議案第63号「農地法第3条第1項目的買受適格証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、3頁をお願いします。

議案第63号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」、買受適格証明願が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町初山西触 字椿川 ・・・・ 地目 畑 面積 1,235㎡

申請人、・・・・・・

経営地は田が4,866㎡、畑が8,748㎡で計 13,614㎡です。

申請理由、この農地の奥に、私が耕作している農地が2筆あり、現所有者の了解を得て通行しているため、競買入札に参加し、買い受け申し出をしたい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。

農機具はトラクター、耕運機、草刈機、田植機、稲刈機、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は40年です。通作距離は200m程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間150日以上に従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、所有者の了解を得て既に飼料を作付けてあり

周辺への影響はないと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・です。只今、事務局から説明がありました通り12月17日に現地確認を本人立ち会いの下行いました。丁度同じ位の面積2筆ですけどもそれが丁度相手の畑の後ろにありまして道も全然ないものですから横を通して30年も前からタバコを作っておられたのですがタバコを廃業されてからは、今は、牛と南瓜とか園芸作物で頑張っておられます。今まで通り耕作をして今年も牛の飼料を作付けされております。

周辺も農地ばかりで何ら影響はないかと思います。皆様のご審議を宜しくお願い致します。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号5番は決定致します。続きまして、議案第64号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。議案第64号「空き家に付属した農地の指定について」壱岐市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準」第5条の規定に基づき、申請者から関係書類が提出されたことにより、同基準第4条の規定に基づき、空き家に付属した農地であるかの適否について、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町原島 字池尻 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 211㎡

土地所有者、・ ・ ・ ・ ・

申請理由

市外在住であり、所有地の管理ができないため、宅地と一緒に申請地を空き家バンクへ登録したい。ということであります。

位置図、航空写真は5頁～6頁です。・・・委員さんの案件であります但本日は欠席をされてあります。6頁の航空写真をみて頂くとわかりますように宅地に接した農地でありますので、この宅地の購入者が家庭菜園として利用する為の下限面積の設定でありますので、何卒よろしくお願い致します。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第64号12番は決定致します。

続きまして、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

22番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字永石 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 344㎡

転用目的 駐車場及び通路

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 日本舞踊教室を開いていますが、生徒用の駐車場が不足しているため、申請地を父より譲り受けて、駐車場及び通路を整備したいので申請します。というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農振白地地域で農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。

12月17日に・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 はい、・・です。

事務局から説明のあった通り12月17日に譲渡人の・・さんと現地確認を行いました。

9頁の下の写真をみて頂きたいと思いますが、この建物が舞踊教室でありまして、その横を生徒用の駐車場及び通路として利用したいということです。

何も問題はないかと思いますが、皆様方のご審議、よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第65号22番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第66号「非農地証明願について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願い致します。議案第66号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

5番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 字鉾崎尾 ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑

現況地目 農業用施設 面積 2, 233㎡

同じく ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 904㎡

同じく ・ ・ ・ ・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 83㎡

計 畑が3筆で 3, 220㎡

転用目的 農業用施設

申請人、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 願い出地は、平成11年頃から、牛舎、堆肥舎、放牧場、飼料置き場として利用しており、現在に至っている。というものです。位置図、写真は12頁から13頁です。

12月17日に申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

・ ・ 委員さんは現地立会いの日にお腹が痛いという事で病院に行かれて入院されてありますので、補足説明につきましても私の方から説明させていただきます。実は平成10年12月18日付け、長崎県指令10農政第11644号で芦辺町箱崎中山触字鉾崎尾 ・ ・ ・ ・ の畑に牛舎・堆肥舎を建築するという事で許可をもらってありましたが、本日提出の非農地証明願いの場所に建築されたという事で20年以上経ちますが何ら問題はなかったという事でありました。経過につきましてご報告いたします。何卒よろしくご審議の程お願い致します。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 ・ ・ 君の人となりで、付き合いがよくありましたので、補足説明をしたいと思います。・ ・ さんは、農協に長年勤められて、畜産係長を経て畜産課長までされた方でございます。現在、牛を20頭近く飼っておられます。まあそういう事でございますので、よろしくお願いします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第66号5番は決定致します。

続きまして、議案第67号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願いします。

議案第67号「令和3年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は９９件、借手が７０人、貸手が９２人です。

田が１９２筆で１９０，３５６㎡、畑が６６筆で９７，５９５㎡、合計が２５８筆で２８７，９５１㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思います。内容につきましては、１５頁～２３頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第６７号も決定致します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①１月の定例会の日程 令和４年１月２５日（火） ９時～

②非農地確認のお礼と確認リストの提出の件

③忘年会のバスの発車時間等について

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。